

# 平成 27 年全国市長会を取り巻く主な動き

## ○ 第 85 回全国市長会議を開催

6月10日、第85回全国市長会議等を開催。「東日本大震災からの復旧・復興及び福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」、「地震・津波・火山噴火等防災対策及び原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議」、「地方創生の推進に関する決議」、「地方の創意を活かした分権型社会を実現する決議」、「都市税財源の充実強化に関する決議」及び「個人情報保護に関する緊急決議」を決定。併せて「少子化対策・子育て支援に関する特別提言」を決定。

## ○ 地方創生関係

1月28日、本会は、まち・ひと・しごと創生に関する調査研究及びその対策を審議するため、理事・評議員合同会議において、「まち・ひと・しごと創生対策特別委員会」を設置。「地方創生の推進に関する決議案」の取りまとめ等を行うなど、平成27年において計5回開催。

3月25日、国は、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談にワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。併せて、全国の自治体と共同して構築する総合的ワンストップポータルサイト「全国移住ナビ」を開設。

4月21日、国は、地方版総合戦略の立案に関する情報面の支援として、地域経済の分析に効果的なビッグデータが見える化（可視化）する地域経済分析システム（RESAS）を提供開始。

5月27日、国は、産・官・学・金・労・言をはじめとする国民各層一体となった取組を推進し、地方居住について国民的・社会的な気運を高めるため「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議を設置。

6月30日、ローカルアベノミクスの実現等による地方創生の深化を掲げた「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定、同日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「日本再興戦略」改訂2015についても閣議決定、平成28年度予算編成等に向け、新型交付金の創設を含め、「まち・ひと・しごと総合戦略」の政策パッケージを推進していくことを決定。

12月18日、平成27年度補正予算案を閣議決定し、地方創生加速化交付金を計上。

12月24日、平成28年度当初予算案を閣議決定し、地方創生推進交付金を計上。同日、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）を閣議決定。

地方六団体は、地方創生担当大臣との意見交換を2回開催。

## ○ 第五次一括法が成立

6月19日、農地法の改正などを含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第五次一括法案）」が成

立。平成 26 年に新たに導入された提案募集方式において、地方公共団体等からの提案を実現するとして 19 法律を一括して改正。

## ○ 東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援を決定

東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について、全国町村会、総務省及び被災県との協力により中長期的な職員派遣を実施し、約 470 名の派遣が決定。また、元職員等の情報提供により、7 名の採用等が決定（11 月 1 日現在）。さらに、平成 28 年度においても引き続き人的支援を依頼。

## ○ 個人情報保護法及び番号法の一部改正

9 月 3 日、金融分野、医療等分野等における番号制度の利用範囲の拡充等を内容とする「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」が年金機構の情報流出問題を受けて、一部修正の上、成立。

10 月からは、個人番号と法人番号の付番・通知を開始。

## ○ 公職選挙法等の一部改正

6 月 17 日、「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立。同法は、「公職選挙法」や「地方自治法」等に規定する選挙権年齢等を「18 歳以上」へ引下げることや、選挙犯罪等の少年法における特例措置等を講じるもの。

## ○ 平成 28 年度税制改正

12 月 16 日、「平成 28 年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）が決定。本会が現行制度の堅持を求めていた固定資産税について、時限措置とはいえ、償却資産課税の一部（機械及び装置）に対する軽減措置を講じることで決着。

また、車体課税については、消費税率（国・地方）10%への引上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税の環境性能割を導入し、市町村に対する新たな交付金を創設することが決定。

なお、ゴルフ場利用税については、同税の廃止を求める意見が、前年度に引き続き税制改正の議論の俎上にのぼったが、市町村財政運営に不可欠な税源であることが理解され、現行制度を維持することが決定。

## ○ 平成 28 年度地方財政対策

平成 28 年度の地方一般財源総額は、平成 27 年度を 0.1 兆円上回る 61.7 兆円を確保。地方税が増収となる中、平成 27 年度とほぼ同額の地方交付税総額が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額が減少。

また、地方が自治体情報システム構造改革推進事業等の重点課題に取り組むために必要な経費が、重点課題対応分（仮称）として地方財政計画の歳出に計上されるとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成 27 年度と同額の 1 兆円を確保。

なお、地方交付税の別枠加算については、平成 27 年度とほぼ同額の地方交付税総額が確保された上で、廃止されることが決定。

## ○ 地方交付税の算定における「トップランナー方式」の導入を決定

政府は、経済・財政一体改革推進委員会での検討を経て、経済財政諮問会議において取りまとめた「経済・財政再生アクション・プログラム」を決定（12 月 25 日閣議報告）。この中で、地方交付税の算定におけるいわゆる「トップランナー方式」の導入について明記。地方行政サービス改革の対象業務のうち、単位費用に計上されている全ての業務（23 業務）について検討対象とし、平成 28 年度にできる限り多くの業務（16 業務）について着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年（概ね 3 年～5 年程度）かけて段階的に反映。

この方式の導入に当たって、本会は、「住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること」について要望。

## ○ 医療保険制度改革関連法が成立－国民皆保険達成以来 50 年ぶりの大改革－

5 月 27 日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革関連法）」が成立、同月 29 日公布。

国保の安定化に向け、①国保への財政支援の拡充による財政基盤の強化（平成 27 年度から約 1,700 億円、平成 29 年度以降は毎年約 3,400 億円）、②平成 30 年度から財政運営の責任主体の都道府県への移管を実施。

同法の成立を受け、森会長がコメントを発表。今回の改正は、本会が長年求めてきた、国保の財政基盤強化と都道府県を保険者とする国保の広域化を実現するものであり、国保の構造的問題が解消され、将来にわたり持続可能な制度としていくための抜本的改革が大きく前進するものと期待等と表明。

厚生労働省は、平成 30 年度の本格施行に向け、国保基盤強化協議会の事務レベルWGを再開し、制度や運用の詳細について協議を実施。

## ○ 平成 27 年 4 月から、地域包括ケアシステムの構築、子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援制度が同時スタート

地域包括ケアシステムの構築は、平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法を受け、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防を充実するため、介護保険者である市町村等が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた包括的なサービス提供体制を作るもの。システムの中核を担う人材の確保・育成の推進、新しい総合事業の円滑な実施のための財政支援等の充実が必要。また、医療・介護の総合的な確保を図るため、都道府県は平成 30 年度以降の医療計画と介護保険事業支援計画を同時策定。

子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教

育・保育、地域子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るもの。量及び質の充実を実現するために必要とされる、1兆円超程度の財源の確保等が課題。

生活困窮者自立支援制度は、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うもの。事業実施のため、人材の育成や法人等の参入促進に係る措置、十分な財政支援等が必要。

## ○ 環太平洋連携協定（TPP）協定交渉の大筋合意

10月6日、環太平洋連携協定（TPP）協定交渉の大筋合意を受け森会長がコメントを発表。コメントでは、TPP協定交渉が、国民生活全般に与える影響等の明確な説明と総合的な国内対策の速やかな実施を求めるとともに、特に、農林水産業については、将来にわたり持続的発展が図られるよう、それぞれの地域の特性に応じた施策を講じるよう要請。

11月25日、政府はTPP対策本部において、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定。

## ○ 農地転用許可の「指定市町村」への権限移譲

「第5次一括法」成立に伴い、農地転用の許可権限が「指定市町村」へ移譲されることとなり、この「指定市町村」の指定基準を策定するため、8月に検討会を設置。

11月10日、①優良農地を確保する目標を定めること、②農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること、③農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められることの3点を基本とする「指定市町村」の指定基準等を取りまとめ。

## ○ 農地の総量確保のための仕組みの充実

政府は、「第5次一括法」の趣旨に基づき、農地の総量確保の仕組みの充実を図り、国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築するため、11月5日、「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場」を開催し、協議の場における議論の内容を十分に尊重した上で、国及び都道府県の確保すべき農用地等の目標面積の設定基準を設定。

## ○ 会長選挙に政見動画を導入

会長の選任方法の見直しについて検討。会長立候補者の情報を積極的に広く情報提供が必要があるとして、会長立候補に際し政見動画を導入。

## ○ 本会執行体制のあり方について検討

執行体制のあり方に関する検討会議を設置。政策面で会長を支える会長代理等の設置、会長の多選制限、副会長任期のあり方等について検討中。

○ **少子化対策・子育て支援に関する研究会が報告書、特別提言を取りまとめ**

少子化対策・子育て支援に関する研究会（座長：田中・四日市市長、座長代理：小田木・高萩市長）が、人口減少に立ち向かう都市自治体と国の支援のあり方（報告書）と報告書のうち国と地方が取り組むべき課題と役割を取りまとめた「少子化対策・子育て支援に関する特別提言－医療・教育はナショナルミニマムとして国が取り組むべき－」を取りまとめ。第 85 回全国市長会議において特別提言を決定。

○ **人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会設置**

7 月、地域に対する誇りを持って多世代が交流し、あるいは共に活動する事業、そのための環境整備について、現状と今後のあり方について調査研究を行うことを目的として、「人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会」を設置。

○ **第 77 回全国都市問題会議を開催**

10 月 8 日、9 日の両日、長野市の「ホクト文化ホール」において、「都市の魅力づくりと交流・定住－人口減少社会に立ち向かう 連携の地域活性化戦略－」をテーマに、全国から約 2,200 名の参加者を得て、第 77 回全国都市問題会議を開催。連携による地域活性化などの取り組み等について熱心に討論。